

2015年4月6日

No.218

又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

3月31日の総務委員会において、来年度のNHK予算案が審議されました。社民党は、昨年と同様に繰り返される靫井会長のNHKの信頼を損ねる発言や、ハイヤーの私的利用問題、不明朗な外部への調査依頼等の問題は看過できない、予算と執行体制は一体であるとして不承認としました。なお委員会では可否同数となり、委員長が可としてようやく承認されました。

戦後70年を節目とした番組についてのNHKの見解について



又市征治議員は、2月5日の会長定例会見で、「従軍慰安婦の問題は正式に政府のスタンスというのがよくまだ見えません」、「我々が放送することが妥当かどうかは慎重に考えなければいけない」等々と会長が発言したことを取り上げ、従軍慰安婦の問題を取り上げることがなぜ難しい問題なのか、戦後70年の番組作りは政府の見解に左右されることがあるのか等、会長に見解を求めました。

靫井会長は、いろんな観点から検討する必要がある、慎重に検討するというのが真意であり、放送法に則って番組を作成すると述べるだけで、質問に答えようとしませんでした。また定例会見での発言を、撤回することも拒否しました。

公共放送としてのNHKの役割の確認を求める

又市議員は、公共放送としての役割について高市大臣に確認を求めると同時に、NHKに対し公共放送としての役割を果たしているかの検証をどのように行っているかを質しました。

高市大臣は、自主自立での運営、また民放にも該当することであるが健全な民主主義の発展に貢献することをその役割として指摘しました。NHK理事は、国内放送基準で不偏不党の立場、放送による言論と表現の自由の確保を定めていると答弁しました。また、いわゆる14の指標ごとに世論調査をしていると答弁しました。

NHK受信料の位置付けを質す

さらに又市議員は、靫井会長が衆議院総務委において「受信料が義務化されるならばありがたい」と発言したことにに関して、受信料とは放送受信の対価に見えるが、本質的には健全な民主主義の発展も含めた公共放送としてのNHKの役割に対する国民の負担金であり、NHKが果たしている役割を抜きに、NHKへの信頼を損ねている会長が「ありがたい」などと発言するのは不謹慎であると批判しました。

その他、又市議員は、NHKに対して過度な役割を国際放送に課す傾向に疑問を呈し、最後に本来ならば満場一致で承認されるべき予算案が会長の言動等によって与党多数で承認される事態を憂い、会長の辞任が満場一致への道であると示唆し、出处進退を明らかにするように求めましたが、靫井会長は辞任を拒否しました。